

## 【後見支援預金特別約定】

鹿児島信用金庫

後見支援預金は別途交付します「普通預金規定」（以下、「規定」といいます。）に定めるところに加えて、以下の特別約定（以下「特約」といいます。）に定めるところにより取扱います。

### 1. 【利用対象者】

家庭裁判所が「指示書」を交付した者。

### 2. 【取扱店の限定】

管理口座取引店のみを窓口として扱うものとする。

### 3. 【取引の方法】

すべての取引は「指示書」に基づき扱うものとし、当庫所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。

### 4. 【自動支払い】

この預金口座からの各種料金等の自動支払いおよび給与・年金・配当金などの自動受け取りはできません。

### 5. 【インターネットバンキングの取扱い】

インターネットバンキングのご契約はできません。

### 6. 【キャッシュカードの取扱い】

キャッシュカードは発行できません。

### 7. 【ATM利用】

ATMでのご利用はできません。窓口でのお取扱いに限定します。

### 8. 【死亡時等の取扱い】

成年被後見人が死亡した場合や未成年後見人が成年に達した場合等、法定後見制度の適用外となった場合は、本預金の解約要件となり、家庭裁判所の「指示書」によらず相続手続き或いは口座解約手続等が必要となります。

### 9. 【解約】

下記のいずれかに該当する場合は口座開設店にて解約を行います。

- (1) 家庭裁判所から交付を受けた「指示書（解約）」に基づき解約する申し出があった場合。
- (2) 口座の残高が1回の定期定額送金の金額に満たなかった場合。
- (3) 預金者が法定後見制度の適用外となった場合。
- (4) 預金等共通規定第10条に定める預金の解約を行う場合。
- (5) 法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当金庫がこの預金の継続的な

提供が困難であると判断した場合。

10. 【適用条項】

- (1) この特約に定めのない事項については、預金共通規定が適用されるものとします。
- (2) 特約の条項と預金共通規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。
- (3) この特約および預金共通規定に定めのない事項が発生した場合は、当金庫と協議のうえ決定します。

以 上

(2021年7月1日 現在)